



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

人事委員会事項

- 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則…………… 1
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………58
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………58
- 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………59
- 特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則……………59
- 給料の調整額に関する規則及び特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………60
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………60
- 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………61
- 沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………61
- 沖縄県人事委員会事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令……………62
- 沖縄県人事委員会事務局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令……………62

労働委員会事項

- 沖縄県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………62

人事委員会事項

沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第3号

沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第28条第6号及び第37条第1項第6号中「第9条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改める。

(沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則(平成18年沖縄県人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第10条の」を「第11条の」に改める。

(配偶者同行休業に関する規則の一部改正)

第3条 配偶者同行休業に関する規則(平成26年沖縄県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第8条」を「第9条」に改める。

第5条中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改める。

(沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第4条 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則(平成27年沖縄県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第4号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「級別資格基準(第4条—第9条)」を「削除」に、「第23条」を「第23条の2」に、「第27条」を「第31条」に、「第7章 削除」を「第7章 昇給(第32条—第39条)」に、「第8章 昇給(第32条—第40条)」を「第8章 降号(第40条)」に改める。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

第2条中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号から第13号までを3号ずつ繰り上げる。

第3条第2項中「秘書広報統括監、基地防災統括監」を「秘書防災統括監、基地対策統括監」に改め、「子ども福祉統括監」の次に「医療企画統括監」を加える。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第4条から第9条まで 削除

第10条を次のように改める。

(新たに職員となつた者の職務の級)

第10条 新たに職員となつた者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。ただし、次に掲げる職務の級に決定する場合にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

- (1) 行政職給料表の職務の級6級から9級まで
- (2) 公安職給料表の職務の級7級から9級まで
- (3) 海事職給料表の職務の級6級及び7級
- (4) 教育職給料表(1)の職務の級4級
- (5) 教育職給料表(2)の職務の級3級及び4級
- (6) 教育職給料表(3)の職務の級3級及び4級
- (7) 研究職給料表の職務の級4級及び5級
- (8) 医療職給料表(1)の職務の級3級及び4級
- (9) 医療職給料表(2)の職務の級6級及び7級
- (10) 医療職給料表(3)の職務の級6級

2 正規の試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第2に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

3 新たに職員となつた者のうち、前項の規定の適用を受ける者以外の者の職務の級は、その者が新たに職

員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第1項第3号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎として、その者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第19条第4項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあつては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあつては人事委員会の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、職員から人事交流等により引き続き第16条各号のいずれかに掲げる者になつた者であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となつたものの職務の級は、同条各号に掲げる者となつた日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であつたものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

第11条第1項を次のように改める。

新たに職員となつた者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 前条第2項の規定により職務の級を決定された職員 その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号給
- (2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給
 - ア 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められている職員 当該号給
 - イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条の2第1項の規定により得られる号給
- (3) 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号給

第11条第2項中「を前項」を「を同項」に改める。

第12条第2項を次のように改める。

- 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) 正規の試験の結果に基づいて職員となつた者
- (2) 正規の試験に準ずる試験としてあらかじめ人事委員会の承認を得た試験の結果に基づき、人事委員会に承認された方法により選択されて職員となつた者
- (3) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ人事委員会の承認を得たもの

第12条に次の1項を加える。

- 3 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定める区分によるものとする。

第13条第1項を次のように改める。

新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号給に、次の表の左欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の右欄に定める数から同表の左欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等の区分（その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、次の表の左欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分）の区分に応じて次の表の右欄に定める数を減じた数（次条第2項において「加算数」という。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて、初任給基準表の初任給欄の号給とする。

博士課程修了		21
修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒		18
大学専攻科卒		17
大学4卒	大学卒	16
短大3卒		15
短大2卒	短大卒	14
短大1卒又は高校専攻科卒		13
高校3卒	高校卒	12
高校2卒		11
	中学卒	9
<p>備考</p> <p>1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、同表の左欄に掲げる「博士課程修了」の区分に対応する同表の右欄に掲げる数に1を加えた数をもって、同欄に掲げる数とする。</p> <p>2 その者の有する学歴免許等の資格に係るこの表の右欄に掲げる数について人事委員会が別段の定めをした職員については、人事委員会が定める数をもって、同欄に掲げる数とする。</p>		

第13条第2項中「同表」を「初任給基準表」に改める。

第14条第1項中「第10条第1項第1号」を「第10条第1項」に、「必要経験年数が5年以上の年数とされている」を「人事委員会の定める」に改め、同項第1号中「第5条第2項第1号及び第2号」を「第12条第2項第1号及び第2号」に改め、同項第2号中「第5条第2項第3号」を「第12条第2項第3号」に改め、同項第4号中「ある者」を「あるもの」に、「級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数」を「人事委員会の定める経験年数」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に加算数を加えた年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

第14条の次に次の1条を加える。

（経験年数）

第14条の2 第10条第3項、第11条第2項及び前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となつた者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、人事委員会の定める学歴免許等の区分とする。）に対して別表第5に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

- 3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2項の規定にかかわらず、その定めるところによる。
第15条中「前2条」を「第13条又は第14条」に改める。
第16条中「前2条」を「第14条又は前条」に改める。
第18条中「第10条第1項第1号」を「第10条第1項」に改める。
第19条を次のように改める。
(昇格)
- 第19条** 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。
- 2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。
 - (2) 前号に掲げる要件に準ずるものとして人事委員会の定める要件
 - (3) 昇格させようとする日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員が次に掲げる要件を満たし、かつ、昇格させようとする日以前における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。
ア 職員を昇格させようとする日以前における直近の能力評価及び業績評価（人事委員会の定めるものに限る。以下この条及び第24条第2項（第26条第2項において準用する場合を含む。）において同じ。）の全体標語（当該能力評価又は当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号をいう。以下同じ。）が上位又は中位の段階であること。
イ 職員を昇格させようとする日以前において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた期間における能力評価及び業績評価の全体評語を総合的に勘案して当該職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力の程度及び当該職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績の程度が通常のものを超えるものとして人事委員会の定める要件
ウ 職員を昇格させようとする日以前1年以内に、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）又はこれに相当する処分を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきこれらの処分を受けることが相当とされる行為をしていないこと。
- 3 職員が民間企業に派遣されていたこと等の事情により前項第3号に規定する全体標語の全部若しくは一部がない場合又は昇格させようとする日以前において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員について昇格させようとする日以前における当該職務に従事していた期間における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、職員を昇格させることができる。
- 4 前3項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の職務の級を1級上位の職務の級に決定しようとするときは、別表第6に定める在級期間表（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において人事委員会が別に定めることとする要件に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、昇格させようとする日以前における直近の能力評価の全体標語が最上位の段階であり、かつ、同日以前における直近の業績評価の全体標語が上位の段階であるときその他勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間をもつて、在級期間表の在級期間とすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により職員を昇格させる場合において、在級期間表において人事委員会が別に定めることとする要件を満たすとき又は職員を2級以上上位の職務の級に決定する特別の事情があると認められる場合として人事委員会の定める場合に該当するときは、その者の属する職務の級を2級以上上位の職務の級に決定するものとする。
- 6 第4項の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに部内の他の職員との均衡を失すると認められる職員に対する同項の規定の適用については、同項中「別表第6」とあるのは「人事委員会の定める要件及び別表第6」と、「定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職

務の級に在級した年数をいう。以下同じ。)及び在級期間表において」とあるのは「おいて」とする。

7 第4項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する期間が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であつて、人事委員会の定めるところによるときは、この限りでない。

第19条の次に次の1条を加える。

(在級期間表の適用方法)

第19条の2 在級期間表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分の定めがあるものにあつては、その区分に応じて適用する。

2 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。

3 第12条第2項第2号又は第3号に掲げる者の規定の適用を受ける者に対する在級期間表の適用については、正規の試験の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うものとする。

4 次の各号に掲げる職員に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級した期間については、当該各号に定める期間をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。

(1) 第16条又は第17条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(2) 第24条第1項又は第26条第1項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

第20条中「第5条第2項各号」を「第12条第2項各号」に、「級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする」を「異なる」に、「同表に異なる資格基準の定めのある」を「在級期間表の異なる」に、「資格を有する」を「資格等を有する」に、「前条」を「第19条」に、「資格に」を「資格等に」に改める。

第22条第2項中「前3条」を「第19条、第20条又は前条」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前3項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

第23条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

第23条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第5章中第23条を第23条の2とし、第22条の次に次の1条を加える。

(降格)

第23条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

第24条を次のように改める。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第24条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第10条第1項に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつてはその異動の日に新たに職員となつたものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(第11条第1項第3号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級)を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第19条第4項前段の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級(次項及び第26条第1項において「仮定級」という。)の範囲内でそれぞれ昇格させ、降格させ、又は

引き続き従前の職務の級にとどませるものとする。

2 前項の規定により昇格させようとする日以前における直近の能力評価の全体標語が最上位の段階であり、かつ、同日以前における直近の業績評価の全体標語が上位の段階である職員その他勤務成績が特に良好である職員については、同項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、これらの者の職務の級を仮定級より上位の職務の級に決定することができる。

第25条第3項中「第23条」を「第23条の2」に改める。

第26条第1項中「級別資格基準表に定める資格基準に従い」を「仮定級の範囲内で」に改める。

「第7章 削除」を削る。

第8章を第7章とする。

第35条中第8項を削り、同条第7項中「第4項又は第5項」を「第5項から第7項まで」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「前項の」を「前2項の」に、「同項」を「これら」に、「第1項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「別表第7の2」を「別表第7の3」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮して昇給号給数表のC欄に定める号給数以下の号給数とする。ただし、その者の昇給について、当該号給数とすることが不相当であると認められる特別の事情がある場合は、この限りでない。

第35条第3項の次に次の1項を加える。

4 各任命権者において前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の人事委員会の定める場合を除き、人事委員会の定める割合におおむね合致していなければならない。

第39条の次に次の章名を付する。

第8章 降号

第40条を次のように改める。

第40条 沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）第3条第3項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第42条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「法」に改める。

第44条中「級別資格基準表において別に定めることとされている基準」を「在級期間表において別に定めることとされている事項」に改める。

附則第2項中「級別資格基準表において別に定めることとされている基準」を「在級期間表において別に定めることとされている事項」に改める。

別表第1の行政職給料表級別職務区分表6級の項中「監査指導監 医師確保対策監」を「監査指導監」に、「基地環境特別対策室長」を「基地環境特別対策室長 全国育樹祭準備室長」に、「分室長」を「分室長 薬務室長 戦略推進室長 IT戦略センター準備室長」に、「支所長 出納管理総括」を「支所長」に改め、同表7級の項中「監査指導監 医師確保対策監」を「監査指導監」に、「基地環境特別対策室長」を「基地環境特別対策室長 全国育樹祭準備室長」に、「分室長」を「分室長 薬務室長 戦略推進室長 IT戦略センター準備室長」に、「支所長 出納管理総括」を「支所長」に、「技術総括」を「技術総括 副参事」に改め、別表第1の医療職給料表(1)級別職務区分表4級の項中「医療技監」を「医療技監 医療企画統括監」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条、第11条関係）

初任給基準表

ア 行政職給料表初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般	正規の上級		1級25号給
	中級		1級15号給

	試験		
		初級	1級5号給
	その他	高校卒	1級1号給
無線従事者		第1級総合無線通信士 第1級海上無線通信士 第1級陸上無線技術士	1級25号給
		第2級総合無線通信士 第2級海上無線通信士 第2級陸上無線技術士 第1級陸上特殊無線技士	1級9号給
		航空無線通信士	1級5号給
		第3級総合無線通信士 第3級海上無線通信士 国内電信級陸上特殊無線技士 第4級海上無線通信士 第1級海上特殊無線技士 その他の資格	1級1号給

備考

- 1 職種欄の「無線従事者」の区分は、電波法（昭和25年法律第131号）に規定する無線従事者の資格を有し、無線設備の操作若しくはその監督又は電波監視の業務に従事する職員（以下「無線従事者」という。）に適用する。
- 2 職種欄の「無線従事者」の区分に対応する学歴免許等欄の「その他の資格」は、電波法施行令（平成13年政令第245号）に定める海上特殊無線技士、航空特殊無線技士及び陸上特殊無線技士の資格のうち、第1級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士及び第1級海上特殊無線技士以外のものを示す。
- 3 無線従事者の経験年数は、その資格（その資格が電波法の一部を改正する法律（平成元年法律第67号）附則第2条第1項の規定により免許を受けたものとみなされた資格である場合にあっては、当該資格に対応する同項に規定する旧資格）を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

イ 公安職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	警察官 A		1級21号給
	警察官 B		1級3号給

備考 公安委員会が実施する採用時教養の修了者その他部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

ウ 海事職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
船員	大学卒	3級1号給
	短大卒	2級11号給
	高校卒	2級1号給
船舶の乗組員	海員学校卒	1級9号給
	中学卒	1級5号給

エ 教育職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教 助手	博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）	1級37号給
	博士課程修了	1級29号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	1級13号給
	大学卒	1級1号給

オ 教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 養護教諭 栄養教諭	博士課程修了	2級29号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2級13号給
	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	大学卒	1級21号給
	短大卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給

備考 この表の適用を受ける者の経験年数は、その者が学歴免許資格区分表の3の(二)又は(三)の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該学歴免許等の区分に対して経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等を有する者については、その年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表1の(四)に該当する場合にあつては、その年数に6月を加えた年数）とする。

カ 教育職給料表(3)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 養護教諭 栄養教諭	博士課程修了	2級41号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2級25号給
	大学卒	2級13号給
	短大卒	2級3号給
助教諭 養護助教諭 講師	大学卒	1級21号給
	短大卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給

備考 この表の適用を受ける者の経験年数は、教育職給料表(2)初任給基準表の備考の規定を準用する。
キ 研究職給料表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
正 上級		2級1号給

規 の 試 験	中級		1 級15号給
	初級		1 級 5 号給
その他	博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）		2 級37号給
	博士課程修了		2 級33号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒		2 級13号給
	大学卒		1 級 1 号給

備考 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学6卒」の区分は、第12条第2項第3号に掲げる者のうち当該区分の適用についてあらかじめ人事委員会の承認を得た者に適用する。

ク 医療職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師 歯科医師	博士課程修了	1 級25号給
	大学6卒	1 級 1 号給

備考 この表の適用を受ける者の経験年数は、その免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ケ 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2 級15号給
	大学4卒	2 級 1 号給
栄養士	大学卒	2 級 1 号給
	短大卒	1 級11号給
学校栄養職員	大学卒	2 級 1 号給
	短大卒	1 級11号給
診療放射線技師	大学卒	2 級 1 号給
	短大3卒	1 級17号給
診療エックス線技師	短大卒	1 級11号給
臨床検査技師	大学卒	2 級 1 号給
	短大3卒	1 級17号給
衛生検査技師	大学卒	2 級 1 号給
	短大卒	1 級11号給
臨床工学技士	大学卒	2 級 1 号給
	短大3卒	1 級17号給

獣医師	大学6卒	2級15号給
	大学4卒	2級1号給
理学療法士 作業療法士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
視能訓練士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
歯科衛生士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校専攻科卒	1級7号給
歯科技工士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゆう師	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給
その他	高校卒	1級1号給

備考

- 1 薬剤師、栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、獣医師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師らの経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

コ 医療職給料表(3)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師 助産師	大学卒	2級11号給
	短大3卒	2級5号給
看護師	短大3卒	2級5号給
	短大2卒	2級1号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 この表の適用を受ける者の経験年数は、それぞれの免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、人事委員会が

別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師又は看護師となつたものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給をそれぞれ「大学卒」にあつては2級15号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

別表第3中「第5条関係」を「第12条関係」に改め、「(昭和22年法律第26号)」を削り、「高等部」の次に「(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)」を、「中学部」の次に「(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)」を加え、同表備考中「この表の」の次に「「特別支援学校」には学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、」を加え、「は、それぞれ」を「にはそれぞれ」に改める。

別表第4中「第6条関係」を「第14条の2関係」に、

「	国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下	を
「	国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員として同種の職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$	に
		職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下	

改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5 (第14条の2関係)

経験年数調整表

学歴区分(甲)	学歴免許等の区分																
	基準学歴区分				学歴区分(乙)												
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)	博士課程修了	修士課程修了	専門学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻科卒	高校3卒	高校2卒
博士課程修了	+5年	+6.5年	+9年	+12年	-1年		+3年	+3年	+3年	+4年	+5年	+6年	+6.5年	+8年	+8年	+9年	+10年
修士課程修了	+2年	+3.5年	+6年	+9年	-4年	-3年			+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+6年	+7年	
専門学位課程修了	+2年	+3.5年	+6年	+9年	-4年	-3年			+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+6年	+7年	
大学6卒	+2年	+3.5年	+6年	+9年	-4年	-3年			+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+6年	+7年	
大学専攻科卒	+1年	+2.5年	+5年	+8年	-5年	-4年	-1年	-1年	-1年	+1年	+2年	+2.5年	+4年	+4年	+5年	+6年	
大学4卒		+1.5年	+4年	+7年	-6年	-5年	-2年	-2年	-2年	-1年		+1年	+1.5年	+3年	+3年	+4年	+5年

		年											年				
短大3卒	-1年	+0.5年	+3年	+6年	-7年	-6年	-3年	-3年	-3年	-2年	-1年		+0.5年	+2年	+2年	+3年	+4年
短大2卒	-2年	-0.5年	+2年	+5年	-8年	-7年	-4年	-4年	-4年	-3年	-2年	-1年	-0.5年	+1年	+1年	+2年	+3年
短大1卒	-3年	-1.5年	+1年	+4年	-9年	-8年	-5年	-5年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1.5年			+1年	+2年
高校専攻科卒	-3年	-1.5年	+1年	+4年	-9年	-8年	-5年	-5年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1.5年			+1年	+2年
高校3卒	-4年	-2.5年		+3年	-10年	-9年	-6年	-6年	-6年	-5年	-4年	-3年	-2.5年	-1年	-1年		+1年
高校2卒	-5年	-3.5年	-1年	+2年	-11年	-10年	-7年	-7年	-7年	-6年	-5年	-4年	-3.5年	-2年	-2年	-1年	
中学卒	-7年	-5.5年	-3年		-13年	-12年	-9年	-9年	-9年	-8年	-7年	-6年	-5.5年	-4年	-4年	-3年	-2年

備考

- 1 学歴区分（甲）欄並びに基準学歴区分欄及び学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する学歴区分（甲）欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分（甲）欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の調整年数とする。
- 4 この表の適用について人事委員会が別段の定めをした者の経験年数に係る調整年数は、人事委員会が別に定めるところによる。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第19条関係）

在級期間表

ア 行政職給料表在級期間表

職務の級							
2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
3	4	4	2	2	4	3	3

備考

- 1 中級若しくは初級の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者（正規の試験の結果に基づいて職員となつた者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、中級の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」と、初級の結果に基づいて職員となつた者にあつては「8」と、選考採用者にあつては「9」とする。

- 2 6級から9級までのいずれかの職務の級に昇格させる場合には、当該職務の級に係る在級期間のほか、人事委員会が別に定める要件を満たさなければならない。この場合において、人事委員会が別に定めるときは、当該在級期間によらないことができる。
- 3 無線従事者のうち、第1級総合無線通信士、第1級海上無線通信士又は第1級陸上無線技術士の資格を有する者については、第1項の規定は適用しないことができる。
- 4 無線従事者のうち、第2級総合無線通信士、第2級海上無線通信士、第2級陸上無線技術士、第1級陸上特殊無線技士、航空無線通信士、第3級総合無線通信士、第3級海上無線通信士、国内電信級陸上特殊無線技士、第4級海上無線通信士若しくは第1級海上特殊無線技士又は別表第2の行政職給料表初任給基準表の備考第2項に規定するその他の資格を有する者に対する第1項の規定の適用については、初級の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。

イ 公安職給料表在級期間表

職務の級							
2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	4	6	2	2	4	3

備考

- 1 警察官Bの結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは「2」と、職務の級3級の欄中「1」とあるのは「3」と、職務の級4級の欄中「4」とあるのは「5」とする。
- 2 7級から9級までのいずれかの職務の級に昇格させる場合には、当該職務の級に係る在級期間のほか、人事委員会が別に定める要件を満たさなければならない。この場合において、人事委員会が別に定めるときは、当該在級期間によらないことができる。

ウ 海事職給料表在級期間表

職種		職務の級					
船舶の種類	職名	2級	3級	4級	5級	6級	7級
大型船舶 中型船舶1種	船長 機関長	0	0	5	4	別に定める	別に定める
	1等航海士 1等機関士 通信長	0	0	5	4	別に定める	
中型船舶2種	船長 機関長	0	0	5	4		
大型船舶 中型船舶1種 中型船舶2種 小型船舶	船長（小型船舶の船長に限る。） 機関長（小型船舶の機関長に限る。） 航海士 機関士 通信士	0	0	5	4		
	各長 船舶の乗組員	6	5	5			

備考

- 1 船舶の種類欄の船舶の種類については、条例別表第7の海事職給料表等級別基準職務表の備考に定めるところによる。
- 2 職種欄の「各長」及び「船舶の乗組員」以外の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「0」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大

卒」である者にあつては「2.5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「5」とする。

エ 教育職給料表(1)在級期間表

職種	職務の級		
	2級	3級	4級
教授	0	3	別に定める
准教授	6	3	
講師	6		
助教	9		

オ 教育職給料表(2)在級期間表

職種	職務の級			
	2級	特2級	3級	4級
校長	0	0	別に定める	別に定める
副校長 教頭	0	0	別に定める	
主幹教諭	0	7		
教諭 養護教諭 栄養教諭	0			
助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	0			

備考

- 1 職種欄の「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「助教諭」、「養護助教諭」、「講師」、「実習助手」又は「寄宿舎指導員」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「0」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「2.5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「5」とする。
- 2 教諭のうち教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第8項の規定により高等学校教諭の1種免許状を授与された者（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）による改正前の教育職員免許法附則第10項の規定により高等学校教諭2級普通免許状を授与された者を含む。）については、前項の規定は適用しない。

カ 教育職給料表(3)在級期間表

職種	職務の級			
	2級	特2級	3級	4級
校長	0	0	別に定める	別に定める
副校長 教頭	0	0	別に定める	
主幹教諭	0	7		

教諭 養護教諭 栄養教諭	0			
助教諭 養護助教諭 講師	0			

備考 職種欄の「主幹教諭」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級特2級の欄中「7」とあるのは「10」とする。

キ 研究職給料表在級期間表

職務の級			
2級	3級	4級	5級
0	9	別に定める	別に定める

備考

- 1 中級若しくは初級の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「0」とあるのは、中級の結果に基づいて職員となつた者にあつては「2.5」と、初級の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5」と、選考採用者にあつては「6」とする。
- 2 別表第2の研究職給料表初任給基準表の備考に規定する者に対するこの表の適用については、その者の知識経験を考慮して人事委員会が別に定める。

ク 医療職給料表(1)在級期間表

職種	職務の級		
	2級	3級	4級
医師 歯科医師	6	別に定める	別に定める

ケ 医療職給料表(2)在級期間表

職種	職務の級					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
獣医師	0	2	3	4	別に定める	別に定める
薬剤師	0	2	3	4	別に定める	
栄養士 学校栄養職員 診療エックス線技師 衛生検査技師	2.5	5	3	4	別に定める	
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士	1	5	3	4	別に定める	
歯科衛生士 歯科技工士 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゆう師	1	5	3	4	別に定める	

その他	2.5	5	3	4	別に定める
-----	-----	---	---	---	-------

備考

- 1 職種欄の「獣医師」又は「薬剤師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「2」とあるのは、「5」とする。
- 2 職種欄の「栄養士」、「学校栄養職員」、「衛生検査技師」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「臨床工学技士」、「理学療法士」、「作業療法士」又は「視能訓練士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあり、及び「1」とあるのは、「0」とする。
- 3 職種欄の「歯科衛生士」、「歯科技工士」、「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」又は「きゆう師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「短大2卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「2.5」とする。
- 4 職種欄の「歯科衛生士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校専攻科卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「4」とする。
- 5 職種欄の「歯科技工士」、「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゆう師」又は「その他」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあり、及び「2.5」とあるのは、「5」とする。

コ 医療職給料表(3)在級期間表

職種	職務の級				
	2級	3級	4級	5級	6級
保健師 助産師 看護師	0	7	3	4	別に定める
准看護師	4				

備考 職種欄の「保健師」又は「助産師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「7」とあるのは、「5」とする。

別表第7の2を別表第7の3とし、別表第7の次に次の1表を加える。

別表第7の2 (第23条の2関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21

6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	37	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	40	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	58	41	41	33	33	42	38	45
26	60	42	42	34	34	44	40	45
27	62	43	43	35	35	46	42	45
28	64	44	44	36	36	48	47	45
29	66	45	45	37	37	52	52	45
30	68	46	46	38	38	56	57	45
31	70	47	47	39	39	67	61	45
32	72	48	48	40	40	80	61	45
33	74	49	49	41	41	82	61	45
34	76	50	50	42	42	84	61	45
35	78	51	51	43	43	85	61	45
36	80	52	52	44	44	85	61	45
37	82	53	53	45	45	85	61	45
38	84	54	54	46	46	85	61	45

39	86	55	55	47	47	85	61	45
40	88	56	56	48	48	85	61	45
41	90	58	57	49	50	85	61	45
42	92	60	58	50	52	85	61	
43	93	62	59	51	54	85	61	
44	93	64	60	52	56	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	76	75	57	66	85		
50	93	80	78	58	76	85		
51	93	84	81	59	88	85		
52	93	88	84	60	92	85		
53	93	93	88	61	93	85		
54	93	98	92	62	93	85		
55	93	103	97	63	93	85		
56	93	109	102	64	93	85		
57	93	115	107	65	93	85		
58	93	121	112	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			

72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	93	93			
76	93	125	113	93	93			
77	93	125	113	93	93			
78	93	125	113	93	93			
79	93	125	113	93	93			
80	93	125	113	93	93			
81	93	125	113	93	93			
82	93	125	113	93	93			
83	93	125	113	93	93			
84	93	125	113	93	93			
85	93	125	113	93	93			
86	93	125	113	93				
87	93	125	113	93				
88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				
91	93	125	113	93				
92	93	125	113	93				
93	93	125	113	93				
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						

105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

イ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	10	13	18	26	10	10	14	14
3	10	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18
7	13	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21

10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	21	27	35	19	19	23	23
12	19	22	28	36	20	20	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25
14	21	24	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29
18	25	29	34	42	26	26	30	30
19	26	30	35	43	27	27	31	31
20	27	31	36	44	28	28	32	32
21	28	32	37	45	29	29	33	33
22	29	33	38	46	30	30	34	34
23	30	35	39	47	31	31	35	35
24	31	36	40	48	32	32	36	36
25	32	36	41	49	33	33	37	37
26	33	37	42	50	34	34	38	38
27	34	39	43	51	35	35	39	39
28	35	40	44	52	36	36	40	40
29	36	41	45	53	37	37	41	43
30	37	42	46	54	38	38	42	49
31	38	43	47	55	39	39	43	55
32	39	44	48	56	40	40	44	61
33	40	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61

43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	58	63	74	55	55	85	
48	56	59	64	76	56	56	85	
49	57	60	65	77	57	59	85	
50	58	61	66	78	58	62	85	
51	59	62	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
55	63	67	71	83	63	93	85	
56	64	68	72	84	64	93	85	
57	65	69	73	86	65	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85	
59	67	71	75	90	67	93	85	
60	68	72	76	92	68	93	85	
61	69	73	77	95	69	93	85	
62	70	74	78	98	70	93		
63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	125	79	93		
70	78	82	88	125	80	93		
71	79	83	90	125	81	93		
72	80	84	92	125	82	93		
73	81	85	93	125	83	93		
74	82	86	94	125	84	93		
75	83	87	95	125	85	93		

76	84	88	96	125	86	93		
77	85	89	97	125	87	93		
78	86	90	98	125	88	93		
79	87	91	99	125	89	93		
80	88	92	100	125	90	93		
81	90	93	101	125	91	93		
82	92	94	102	125	92	93		
83	94	95	103	125	93	93		
84	96	96	104	125	93	93		
85	97	97	105	125	93	93		
86	98	98	106	125	93			
87	99	99	107	125	93			
88	100	100	108	125	93			
89	101	102	110	125	93			
90	102	104	112	125	93			
91	103	106	114	125	93			
92	104	108	116	125	93			
93	106	109	118	125	93			
94	108	110	120					
95	110	111	122					
96	112	112	132					
97	114	113	137					
98	116	114	138					
99	118	115	139					
100	120	116	141					
101	122	119	141					
102	124	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					

109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145	141					
123	125	145	141					
124	125	145	141					
125	125	145	141					
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						

142	125						
143	125						
144	125						
145	125						

ウ 海事職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17	21	17	17	13	17
2	18	22	18	18	14	18
3	19	23	19	19	15	19
4	20	24	20	20	16	20
5	21	25	21	21	17	21
6	22	26	22	22	18	22
7	23	27	23	23	19	23
8	24	28	24	24	20	24
9	25	29	25	25	21	25
10	26	30	26	26	22	26
11	27	31	27	27	23	27
12	28	32	28	28	24	28
13	29	34	29	29	25	29
14	30	36	30	30	26	30
15	31	38	31	31	27	31
16	32	40	32	32	28	32
17	33	42	33	33	29	34
18	34	44	34	34	30	36
19	35	46	35	35	31	38
20	36	48	36	36	32	40
21	37	51	38	38	33	43
22	39	54	40	40	34	46
23	41	57	42	42	35	49
24	43	60	44	44	36	52
25	45	63	46	46	37	58
26	46	66	48	48	38	64

27	47	69	50	50	39	70
28	48	69	52	52	40	73
29	49	69	54	53	41	73
30	51	69	56	54	42	73
31	53	69	58	55	43	73
32	55	69	60	56	44	73
33	57	69	62	59	45	73
34	58	69	64	62	46	73
35	59	69	66	65	47	73
36	60	69	68	68	48	73
37	61	69	69	73	51	73
38	62	69	69	78	54	73
39	63	69	69	83	57	73
40	64	69	69	89	60	73
41	65	69	69	95	62	73
42	66	69	69	98	64	73
43	67	69	69	101	66	73
44	68	69	69	101	68	73
45	69	69	69	101	70	73
46	70	69	69	101	75	73
47	71	69	69	101	80	73
48	72	69	69	101	85	73
49	73	69	69	101	89	73
50	74	69	69	101	89	73
51	75	69	69	101	89	73
52	76	69	69	101	89	73
53	77	69	69	101	89	73
54	79	69	69	101	89	73
55	81	69	69	101	89	73
56	83	69	69	101	89	73
57	85	69	69	101	89	73
58	85	69	69	101	89	
59	85	69	69	101	89	

60	85	69	69	101	89	
61	85	69	69	101	89	
62	85	69	69	101	89	
63	85	69	69	101	89	
64	85	69	69	101	89	
65	85	69	69	101	89	
66	85	69	69	101	89	
67	85	69	69	101	89	
68	85	69	69	101	89	
69	85	69	69	101	89	
70			69	101	89	
71			69	101	89	
72			69	101	89	
73			69	101	89	
74			69	101		
75			69	101		
76			69	101		
77			69	101		
78			69	101		
79			69	101		
80			69	101		
81			69	101		
82			69	101		
83			69	101		
84			69	101		
85			69	101		
86			69	101		
87			69	101		
88			69	101		
89			69	101		
90			69			
91			69			
92			69			

93			69			
94			69			
95			69			
96			69			
97			69			
98			69			
99			69			
100			69			
101			69			

エ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	13	29
2	22	14	30
3	23	15	31
4	24	16	32
5	25	17	33
6	26	18	34
7	27	19	35
8	28	20	36
9	29	21	37
10	30	22	38
11	31	23	39
12	32	24	40
13	33	25	41
14	34	26	42
15	35	27	43
16	36	28	44
17	37	29	45
18	38	30	46
19	39	31	47
20	40	32	48
21	41	33	51

22	42	34	54
23	43	35	57
24	44	36	60
25	45	37	62
26	46	38	64
27	47	39	66
28	48	40	68
29	49	41	70
30	50	42	74
31	51	43	77
32	52	44	80
33	55	45	83
34	58	46	86
35	61	47	89
36	64	48	89
37	66	49	89
38	68	50	89
39	70	51	89
40	72	52	89
41	74	54	89
42	76	56	89
43	78	58	89
44	80	60	89
45	82	61	89
46	84	62	89
47	86	63	89
48	88	64	89
49	92	65	89
50	96	66	89
51	100	67	89
52	104	68	89
53	108	69	89
54	115	70	89

55	122	71	89
56	129	72	89
57	129	74	89
58	129	76	89
59	129	78	89
60	129	80	89
61	129	83	89
62	129	86	89
63	129	105	89
64	129	105	89
65	129	105	89
66	129	105	89
67	129	105	89
68	129	105	89
69	129	105	89
70	129	105	89
71	129	105	89
72	129	105	89
73	129	105	89
74	129	105	89
75	129	105	89
76	129	105	89
77	129	105	89
78	129	105	
79	129	105	
80	129	105	
81	129	105	
82	129	105	
83	129	105	
84	129	105	
85	129	105	
86	129	105	
87	129	105	

88	129	105	
89	129	105	
90	129		
91	129		
92	129		
93	129		
94	129		
95	129		
96	129		
97	129		
98	129		
99	129		
100	129		
101	129		
102	129		
103	129		
104	129		
105	129		

オ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級(3級から)	特2級	3級
1	21	25 (53)	25	41
2	22	26 (54)	26	42
3	23	27 (55)	27	43
4	24	28 (56)	28	44
5	25	29 (57)	29	45
6	26	30 (58)	30	46
7	27	31 (59)	31	47
8	28	32 (60)	32	48
9	29	33 (61)	33	49
10	30	34 (62)	34	50
11	31	35 (63)	35	51
12	32	36 (64)	36	52

13	33	37 (65)	37	53
14	34	38 (66)	38	54
15	35	39 (67)	39	55
16	36	40 (68)	40	56
17	37	41 (69)	41	57
18	38	42 (70)	42	58
19	39	43 (71)	43	59
20	40	44 (72)	44	60
21	41	45 (73)	45	61
22	42	46 (74)	46	62
23	43	47 (75)	47	63
24	44	48 (76)	48	64
25	45	49 (77)	49	66
26	46	50 (78)	50	68
27	47	51 (79)	51	70
28	48	52 (80)	52	72
29	50	53 (81)	53	74
30	52	54 (82)	54	76
31	54	55 (83)	55	77
32	56	56 (84)	56	77
33	58	57 (85)	57	77
34	60	58 (86)	58	77
35	62	59 (87)	59	77
36	64	60 (88)	60	77
37	66	61 (89)	61	77
38	68	62 (90)	62	
39	70	63 (91)	63	
40	72	64 (92)	64	
41	73	65 (93)	65	
42	74	66 (94)	66	
43	75	67 (95)	67	
44	76	68 (96)	68	
45	78	69 (97)	69	

46	80	70 (98)	70	
47	82	71 (99)	71	
48	84	72 (100)	72	
49	86	73 (102)	73	
50	88	74 (104)	74	
51	90	75 (106)	75	
52	92	76 (108)	76	
53	94	77 (110)	77	
54	96	78 (112)	78	
55	98	79 (114)	79	
56	100	80 (116)	80	
57	103	81 (123)	81	
58	106	82 (130)	82	
59	109	83 (137)	83	
60	112	84 (145)	84	
61	117	85 (145)	86	
62	122	86 (145)	88	
63	127	87 (145)	90	
64	132	88 (145)	92	
65	138	89 (145)	93	
66	144	90 (145)	94	
67	150	91 (145)	95	
68	153	92 (145)	96	
69	153	93 (145)	99	
70	153	94 (145)	102	
71	153	95 (145)	105	
72	153	96 (145)	108	
73	153	97 (145)	111	
74	153	98 (145)	114	
75	153	99 (145)	117	
76	153	100 (145)	117	
77	153	101 (145)	117	
78	153	102		

79	153	103		
80	153	104		
81	153	106		
82	153	108		
83	153	110		
84	153	112		
85	153	114		
86	153	116		
87	153	118		
88	153	120		
89	153	125		
90	153	130		
91	153	135		
92	153	140		
93	153	142		
94	153	144		
95	153	145		
96	153	145		
97	153	145		
98	153	145		
99	153	145		
100	153	145		
101	153	145		
102	153	145		
103	153	145		
104	153	145		
105	153	145		
106	153	145		
107	153	145		
108	153	145		
109	153	145		
110	153	145		
111	153	145		

112	153	145		
113	153	145		
114	153	145		
115	153	145		
116	153	145		
117	153	145		
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			

145	153			
-----	-----	--	--	--

カ 教育職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級(3級から)	特2級	3級
1	9	37(49)	9	57
2	10	38(50)	10	58
3	10	39(51)	11	59
4	11	40(52)	12	60
5	12	41(53)	13	61
6	13	42(54)	14	62
7	14	43(55)	15	63
8	15	44(56)	16	64
9	16	45(57)	17	65
10	17	46(58)	18	66
11	18	47(59)	19	67
12	19	48(60)	20	68
13	20	49(61)	21	69
14	21	50(62)	22	70
15	23	51(63)	23	71
16	24	52(64)	24	72
17	25	53(65)	25	73
18	26	54(66)	26	74
19	27	55(67)	27	75
20	28	56(68)	28	80
21	29	57(69)	29	85
22	30	58(70)	30	90
23	31	59(71)	31	93
24	32	60(72)	32	93
25	33	61(73)	33	93
26	34	62(74)	34	93
27	35	63(75)	35	93
28	36	64(76)	36	93
29	37	65(77)	37	93

30	38	66 (78)	38	93
31	39	67 (79)	39	93
32	40	68 (80)	40	93
33	41	69 (81)	41	93
34	42	70 (82)	42	93
35	43	71 (83)	43	93
36	44	72 (84)	44	93
37	45	73 (85)	45	93
38	46	74 (86)	46	
39	47	75 (87)	47	
40	48	76 (88)	48	
41	50	77 (89)	49	
42	52	78 (90)	50	
43	54	79 (91)	51	
44	56	80 (92)	52	
45	58	81 (93)	53	
46	60	82 (94)	54	
47	62	83 (95)	55	
48	64	84 (96)	56	
49	66	85 (97)	57	
50	68	86 (98)	58	
51	70	87 (99)	59	
52	72	88 (100)	60	
53	74	89 (101)	61	
54	76	90 (102)	62	
55	78	91 (103)	63	
56	80	92 (104)	64	
57	81	93 (105)	65	
58	82	94 (106)	66	
59	83	95 (107)	67	
60	84	96 (108)	68	
61	87	97 (110)	69	
62	90	98 (112)	70	

63	93	99 (114)	71	
64	96	100 (116)	72	
65	102	101 (117)	73	
66	108	102 (118)	74	
67	114	103 (119)	75	
68	120	104 (120)	76	
69	122	105 (122)	77	
70	124	106 (124)	78	
71	125	107 (126)	79	
72	125	108 (128)	80	
73	125	109 (131)	82	
74	125	110 (141)	84	
75	125	111 (151)	86	
76	125	112 (157)	88	
77	125	114 (157)	89	
78	125	116 (157)	90	
79	125	118 (157)	91	
80	125	120 (157)	95	
81	125	121 (157)	99	
82	125	122 (157)	103	
83	125	123 (157)	107	
84	125	124 (157)	112	
85	125	125 (157)	114	
86	125	126 (157)	116	
87	125	127 (157)	117	
88	125	128 (157)	117	
89	125	130 (157)	117	
90	125	134 (157)	117	
91	125	138 (157)	117	
92	125	142 (157)	117	
93	125	146 (157)	117	
94	125	150		
95	125	153		

96	125	156		
97	125	157		
98	125	157		
99	125	157		
100	125	157		
101	125	157		
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125	157		
107	125	157		
108	125	157		
109	125	157		
110	125	157		
111	125	157		
112	125	157		
113	125	157		
114	125	157		
115	125	157		
116	125	157		
117	125	157		
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			

129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

キ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	25	33	17	21

2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	58	37	46
22	48	60	38	48
23	50	62	39	50
24	52	64	40	52
25	53	66	41	54
26	54	68	42	58
27	55	70	43	61
28	56	72	44	64
29	59	74	46	67
30	62	76	48	70
31	65	78	50	73
32	68	80	52	73
33	70	83	53	73
34	72	86	54	73

35	74	89	55	73
36	76	92	56	73
37	77	96	58	73
38	78	100	60	73
39	79	105	62	73
40	80	110	64	73
41	82	115	67	73
42	84	120	70	73
43	86	121	74	73
44	88	121	78	73
45	89	121	82	73
46	90	121	86	73
47	91	121	89	73
48	92	121	89	73
49	93	121	89	73
50	94	121	89	73
51	95	121	89	73
52	96	121	89	73
53	97	121	89	73
54	98	121	89	73
55	99	121	89	73
56	100	121	89	73
57	103	121	89	73
58	106	121	89	73
59	109	121	89	73
60	112	121	89	73
61	115	121	89	73
62	118	121	89	73
63	121	121	89	73
64	121	121	89	73
65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73

68	121	121	89	73
69	121	121	89	73
70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			

101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

ク 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33

10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	45	41	49
26	46	42	50
27	47	43	51
28	50	44	52
29	53	45	53
30	56	46	54
31	59	47	55
32	62	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74

43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	

76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ケ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24

9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65
29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65
33	57	49	45	50	50	65
34	58	50	46	52	52	65
35	59	51	47	54	54	65
36	60	52	48	56	56	65
37	62	53	49	57	59	65
38	64	54	50	58	62	65
39	66	55	51	59	65	65
40	68	56	52	60	69	65
41	70	57	53	63	73	65

42	72	58	54	66	77	65
43	74	59	55	69	81	65
44	76	60	56	72	85	65
45	78	61	57	76	85	65
46	80	62	58	80	85	65
47	82	63	59	84	85	65
48	84	64	60	90	85	65
49	85	65	61	96	85	65
50	85	66	62	102	85	65
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	
56	85	76	68	105	85	
57	85	78	69	105	85	
58	85	80	70	105	85	
59	85	82	71	105	85	
60	85	84	72	105	85	
61	85	91	74	105	85	
62	85	98	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		

75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			
88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				

108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

コ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	24	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33
14	29	38	26	30	34
15	30	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44

25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	93
45	61	69	57	61	93
46	62	70	58	62	93
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93
51	67	75	63	67	93
52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93
57	73	81	69	77	93

58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
65	82	89	77	90	93
66	84	90	78	92	93
67	86	91	79	94	93
68	88	92	80	98	93
69	89	93	81	102	93
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	101	101	89	113	
78	102	102	90	113	
79	103	103	91	113	
80	104	104	92	113	
81	109	107	93	113	
82	114	110	94	113	
83	119	113	95	113	
84	124	116	96	113	
85	127	120	98	113	
86	130	124	100	113	
87	133	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	

91	148	145	107	113	
92	152	150	110	113	
93	156	153	113	113	
94	160	153	116		
95	164	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			

124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

備考

- 1 これらの表の降格後の号級欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。
- 2 「2級（3級から）」欄の（ ）は、3級から2級への降格の場合に適用し、3級から特2級へ降格した職員が2級へ降格する場合の対応号給は、人事委員会が別で定める。

別表第8中

「	大学院修学休業の期間		を
「	大学院修学休業の期間		に、
	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第17条の2に規定する介護休暇の期間		
「	専従許可の有効期間	$\frac{2}{3}$ 以下	を
	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第17条の2に規定する介護休暇の期間	$\frac{1}{2}$ 以下	
「	専従許可の有効期間	$\frac{2}{3}$ 以下	に改

める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第8の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

(平成32年3月31日までの間における昇格に関する特例)

3 改正後の規則第19条第2項第3号イの規定は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、適用しない。

(平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における昇給の号給数の特例)

4 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は第34条に規定する職員以外の職員に対する改正後の規則第35条第5項の規定の適用については、改正後の規則別表第7の3中

昇給の号給数	8以上	6	4（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は第34条の適用を受ける職員にあつては、3）	2	0
	2以上	1		0	0

とあるのは、

昇給の号給数	7以上	5	4	2	0
	2以上	1	0	0	0

とする。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

5 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表の項中「に規定する級別資格基準表の適用に係る職員の経験年数（初任給規則第7条の規定に基づき経験年数の調整を受ける職員にあっては、同条）」を「第14条の2第1項に規定する経験年数（同条第2項の規定に基づき経験年数の調整を受ける職員にあっては、同項）」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）

- 6 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成15年沖縄県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「級別資格基準表の適用方法等」を「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第4章から第6章までの規定の適用」に改め、同条第1項中「については、」を「に対する」に、「別表第2に定める級別資格基準表（次項及び次条において「級別資格基準表」という。）の試験欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用する」を「第4章から第6章までの規定の適用については、その者を当該試験の結果に基づいて職員となった者とみなす」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「級別資格基準表を適用する場合における当該職員の」を「その者の規則第14条の2の規定による」に、「別表第6」を「別表第2」に改め、「（以下この条において、「初任給基準表」という。）」を削り、「前条第1項」を「前条」に、「同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄」を「その結果に基づいて職員となった者とみなすこととされた試験」に改める。

第6条中「第9条第1号中「第17条第1号又は第2号」を「第19条の2第4項第1号中「第17条」に改める。

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 7 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成26年沖縄県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間」に改める。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第5号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表2種の項中「秘書広報統括監」を「秘書防災統括監」に、「基地防災統括監」を「基地対策統括監」に、「子ども福祉統括監」を「子ども福祉統括監 医療企画統括監」に改め、同表3種の項中「下水道建設事務所の所長 下水道管理事務所の所長」を「下水道事務所の所長」に改め、同表4種の項中「監査指導監 医師確保対策監」を「監査指導監」に、「基地環境特別対策室長」を「基地環境特別対策室長 全国育樹祭準備室長 薬務室長 戦略推進室長 IT戦略センター準備室長」に、「副参事 出納管理総括」を「副参事」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第6号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中第12号を第13号とし、同項第11号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1

号を加える。

(11) 勤務時間条例第17条の3の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間別表第1の備考1中「秘書広報統括監」を「秘書防災統括監」に、「基地防災統括監」を「基地対策統括監」に、「子ども福祉統括監」を「子ども福祉統括監、医療企画統括監」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第7号

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「第6条の2第4項」を「第6条の2の2第4項」に改める。

第8条の2第3項中「であつて職員と同居しているもの」を「（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改める。

第9条の2の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第9条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間の範囲内とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第8号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第4号中「第4条第3項第2号において同じ。」を削る。

第4条第3項を次のように改める。

3 条例第18条第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員に対する前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年沖縄県条例第40号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成23年改正条例第4条の規定による改正後の沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）附則第7項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第18条第1項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた」とする。

別表中 「 宮古島市平良字 宮古福祉事務所
東仲宗根 宮古保健所
3
を
」

宮古島市平良字 東仲宗根	宮古福祉事務所 中央児童相談所宮古分室 宮古保健所	3	に改める。
-----------------	---------------------------------	---	-------

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則及び特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第9号

給料の調整額に関する規則及び特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第1条 給料の調整額に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1保健医療政策課の項中「保健医療政策課」を「保健医療総務課」に改め、同表薬務疾病対策課の項中「薬務疾病対策課」を「衛生薬務課」に改め、同表下水道管理事務所の項中「下水道管理事務所」を「下水道事務所」に改める。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第2条 特殊勤務手当に関する規則(平成19年沖縄県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第19号中「下水道建設事務所」を「下水道事務所」に改める。

第13条第1項中「下水道管理事務所」を「下水道事務所」に改め、「勤務する職員」の次に「並びに下水道事務所の各班及び浄化センターに属しない職員(所長を除く。)」を加える。

第15条第1項第20号中「下水道管理事務所」を「下水道事務所」に改める。

第22条中「保健医療部保健医療政策課」を「保健医療部保健医療総務課」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第10号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「参事監」を「参事監 政策調整監」に、「秘書広報統括監」を「秘書防災統括監」に、「基地防災統括監」を「基地対策統括監」に、「子ども福祉統括監」を「子ども福祉統括監 医療企画統括監」に、「監査指導監 医師確保対策監」を「監査指導監」に、「基地環境特別対策室長」を「基地環境特別対策室長 全国育樹祭準備室長」に、「消費生活センター分室長」を「消費生活センター分室長 薬務室長 戦略推進室長 IT戦略センター準備室長」に、「課長 出納管理総括」を「課長」に、「乳用牛班の班長」を「副所長」に、

「		下水道建設事務所	所長 建設班の班長	を
		下水道管理事務所	所長 庶務班の班長	

		所	
--	--	---	--

「

		下水道事務所	所長 庶務班の班長
--	--	--------	-----------

」に改め、同表選

挙管理委員会事務局の項中「選挙管理委員会事務局」を「選挙管理委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第11号

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「公益社団法人沖縄県対米請求権事業協会」を「公益社団法人沖縄県地域振興協会」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

沖縄県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局

沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

沖縄県人事委員会事務局処務規程（平成14年沖縄県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書及び第12条第1項ただし書中「この限りではない。」を「この限りでない。」に改める。

別表第1第17号中「承認」を「認定」に改め、同表第30号中「第4条第1項」を「第4条」に、「級別資格基準表の適用承認」を「適用の特例に係る承認」に改め、同表第32号中「第5条第2項第2号及び第3号」を「第12条第2項第2号及び第3号」に、「級別資格基準表」を「初任給基準表」に改め、同表第33号及び第34号を削り、同表第35号を同表第33号とし、同号の次に次の1号を加える。

(34) 初任給規則第19条の2第4項の規定による特定の職員の在級年数の取扱いの承認に関すること。

別表第1中第36号を削り、第37号を第35号とし、第38号を削り、第39号を第36号とし、第40号から第44号までを3号ずつ繰り上げ、第45号を削り、第46号を第42号とし、第47号を第43号とし、第48号を第44号とし、同号の次に次の1号を加える。

(45) 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）第7条の規定による特別の事情に準ずる事情の認定に関すること。

別表第1中第49号を第46号とし、第50号を第47号とし、同表第51号中「口頭審理の」を「弁明の機会の付与に関して」に改め、同号を同表第48号とし、同表中第52号を第49号とし、第53号を第50号とし、第54号を第51号とする。

別表第2総務課の項第15号中「労働基準法」の次に「（昭和22年法律第49号）」を、「労働安全衛生法」の次に「（昭和47年法律第57号）」を加え、同表職員課の項第2号中「第23条第3項」を「第23条の2第3項」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

沖縄県人事委員会事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

沖縄県人事委員会事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成28年沖縄県人事委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表3の項中

5 人材育成	部下の指導・育成を行うことができる。
--------	--------------------

を

5 人材育成・組織活性化	部下が能力を最大限発揮できるよう、適切な指導・育成を行うとともに、仕事と生活の調和や多様な働き方を推進しつつ、業務効率化に向けた取組を行うことができる。
--------------	--

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県人事委員会訓令第3号

人事委員会事務局

沖縄県人事委員会事務局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会事務局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県人事委員会事務局職員の人事評価実施規程（平成28年沖縄県人事委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2課長の項中

5 人材育成	部下の指導・育成を行う。
--------	--------------

を

5 人材育成・組織活性化	部下が能力を最大限発揮できるよう、適切な指導・育成を行うとともに、仕事と生活の調和や多様な働き方を推進しつつ、業務効率化に向けた取組を行う。
--------------	--

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

労働委員会事項

沖縄県労働委員会訓令第1号

労働委員会事務局

沖縄県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

沖縄県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

沖縄県労働委員会事務局処務規程（平成15年沖縄県地方労働委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第12条中「、職員の服務」を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4</p>
--	--